

介護サービス事業者経営情報データベースシステム GビズID取得等の手引き

～介護事業者／介護事業所向け～



令和6年(2024年)11月

1.介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおけるGビズIDについて	3
2.本システムにおけるGビズIDの運用パターン例	4
3.本システムにおけるGビズIDのアカウントの参照・編集範囲等	5
4.GビズIDプライムの作成について	6
5.GビズIDメンバーの作成について	10
6.(参考)GビズIDメンバーへのアドミン権限の付与について	14
7.GビズIDに関連するよくある質問	15

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおけるGビズIDについて

- 介護サービス事業者経営情報データベースシステム(以下「本システム」という。)の利用にあたっては、**GビズIDの取得が必須**です。
- GビズIDは、1つのID／パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
- 以下のGビズIDホームページのトップ画面から、**GビズIDプライムのアカウントを作成**してください。

GビズID | Home (gbiz-id.go.jp) (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

- 本システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」です。(「GビズIDエントリー」はご利用頂けません。)
- 「GビズIDプライム」のアカウントの作成が完了したら、運用方法等を踏まえて、**必要に応じて「GビズIDメンバー」を作成**してください。(「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」の割り振りや運用方法は、「本システムにおけるGビズIDの運用パターン例」のページを参照し、検討をしてください。)
- なお、GビズIDプライム又はGビズIDメンバーでログイン時には、SMS認証コードの受信・本人確認用のスマートフォンがGビズIDごとに必要となります。

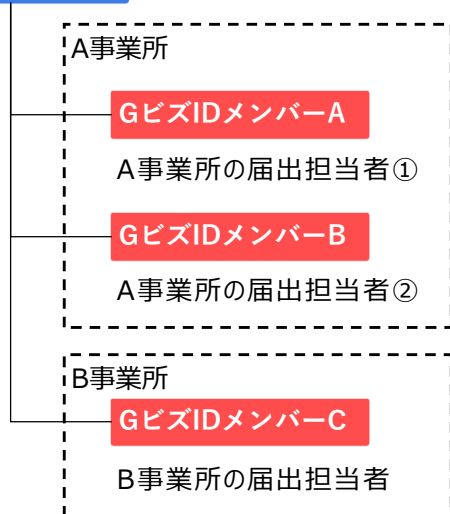
本システムにおけるGビズIDの運用パターン例

- 本システムを利用するにあたり、以下のようにGビズIDを割り振り・運用するパターンが考えられます。
- パターンに応じて、適宜、GビズIDメンバーを作成して運用してください。

パターン1

各事業所にてデータの届出を実施する場合

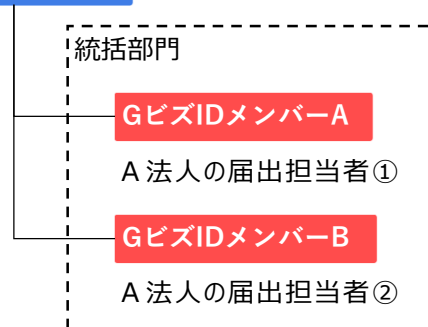
GビズIDプライム A法人の代表者



パターン2

各事業所のデータの届出を法人の経理部門等が統括して、まとめて実施する場合

GビズIDプライム A法人の代表者



パターン3

代表者が届出を実施している場合

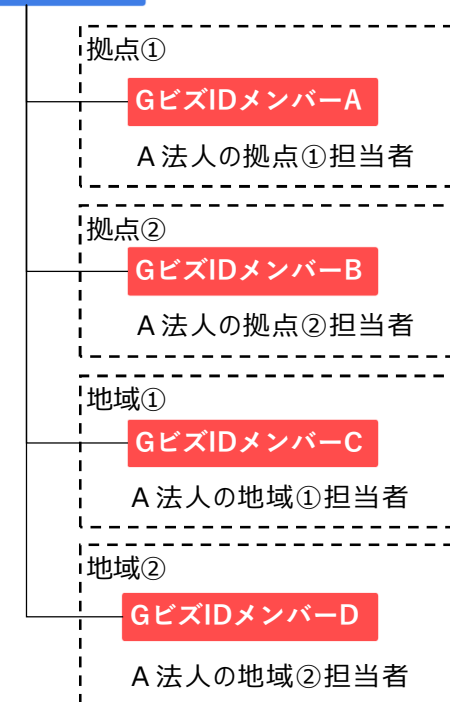
GビズIDプライム

A法人の代表者兼届出担当者

パターン4

複数事業所の拠点や都道府県、市町村等の地域ごとの担当にて、届出を行う場合

GビズIDプライム A法人の代表者

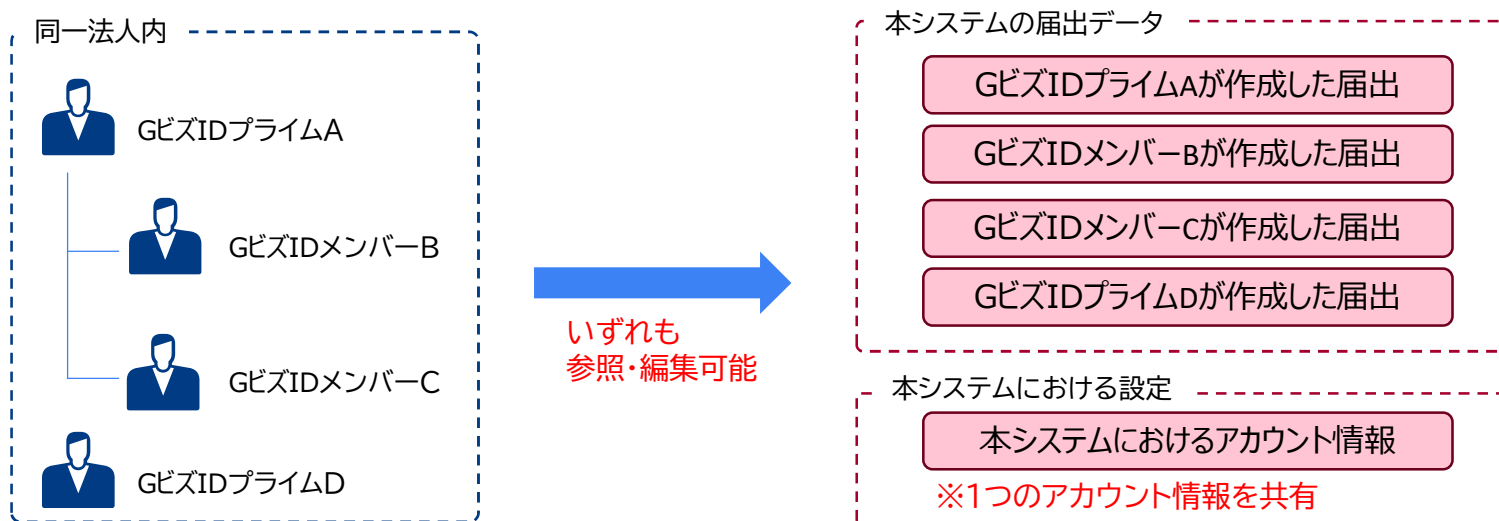


本システムにおけるGビズIDのアカウントの参照・編集範囲等

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。本システムにおけるGビズIDのアカウントの届出データ等の参照・編集範囲等を以下に示します。

アカウント種別	GビズIDプライム	GビズIDメンバー	GビズIDエントリー
参照・編集範囲	<ul style="list-style-type: none"> 同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーが作成した届出データ等は、相互に参照・編集可能です。 		※本システムの利用にあたっては使用しません
本システムにおけるアカウント情報設定	<ul style="list-style-type: none"> 同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーの本システムにおけるアカウント情報※は1つとなります。 何れのGビズIDでも登録・編集が可能です。 		

※「アカウント情報」とは、本システム内で設定する連絡先や決算月等の情報のことです。



注意事項

本システムにおけるアカウント情報は、同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーで1つの設定です。アカウント情報を登録・編集する際は、他のGビズIDにも影響がありますので法人内の責任者と調整の上で登録・編集を行ってください。

GビズIDプライムの作成について (1/4)

GビズIDプライムの作成は、1)オンライン申請と2)書類郵送の2つの申請方法があります。

1)オンライン申請(最短即日発行) ※法人代表者がマイナンバーカードをお持ちの場合

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_online.html

お手続きに必要なもの

お手元に以下をご用意いただき、お手続き前の事前準備をお願いいたします。
お手続きに必要なものをご用意できない場合は、[書類郵送申請](#)をご利用ください。

必要なもの	詳細について (お手続き前にご準備いただきたいこと)
マイナンバーカード (個人番号カード)	 <p>マイナンバーカード本体が必要となります。登記情報とマイナンバーカードの情報が一致している必要がございます。不一致の場合はオンライン申請が完了しません。引越し等で、登記情報やマイナンバーカード情報の更新を行っていない場合は、情報を更新の上オンライン申請をご利用ください。以下も事前にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 署名用電子証明書暗証番号 マイナンバーカード発行時に設定した英数字6~16桁のパスワード・ 券面事項入力補助用暗証番号 マイナンバーカード発行時に設定した数字4桁の暗証番号 <p>※利用可能なマイナンバーカードについてはこちらをご確認ください。</p>
申請用端末 (パソコン等)	 <p>オンライン申請を行う端末となります。 (パソコンおよびタブレット、スマートフォンでも可※)</p> <p>※申請用端末にスマートフォンを利用される場合は、 申請用端末とは別にスマートフォンが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ GビズIDプライムアカウント用メールアドレス メールアドレスをご用意ください。
スマートフォン	 <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーカード読み取り可能スマートフォン スマートフォンの確認はこちら・ 「GビズID」アプリ アプリのインストールはこちら・ SMSが受信できる電話番号 認証コードを使用した本人確認に使用します。

出所)GビズID | オンライン申請 (gbiz-id.go.jp) (https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_online.html) (閲覧日:令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDプライムの作成について (2/4)

1) オンライン申請(最短即日発行) ※法人代表者がマイナンバーカードをお持ちの場合 (続き)

お手続きの流れ

15分程度で申請いただけます。

※平日8:00~20:00以外、年末年始に申請された場合は、翌営業日扱いとなるため、お時間をいただく場合があります。

- 1 本Webサイトで必要事項の入力
メールアドレスを登録し、基本情報を入力します。
「GビズID」アプリで読み取るQRコードが表示されます。

スマートフォンの「GビズID」アプリを使用

- 2 ①で表示されたQRコードの読み取り
「GビズID」アプリでWebサイトに表示されたQRコードを読み取ります。
- 3 マイナンバーカードで申請内容に署名
「GビズID」アプリでマイナンバーカードの読み取りを行います。
読取時に署名用電子証明書暗号番号と券面事項入力補助用暗号番号を入力いただきます。
マイナンバーカード読み取りにはマイナンバーカード読み取り可能スマートフォンをご利用ください。

Webサイトへ戻る

- 4 申請内容の確認
ここまでの入力内容と署名内容の確認をします。
※平日8:00~20:00以外、年末年始に申請された場合は、翌営業日扱いとなるため、お時間をいただく場合があります。
また、マイナンバーカードの情報と登記情報がシステムによって一致が確認できなかった場合には、運用センターによって審査を行うため、お時間をいただくことを予めご了承ください。

メールによる通知 (平日8:00~20:00以外、年末年始に申請された場合は、翌営業日扱いとなるため、お時間をいただく場合があります。)

- 5 審査完了メール受け取り・GビズIDのパスワード設定
審査完了メールを確認し、SMSでの本人確認を行います。
最後に、GビズIDアカウントのパスワードを設定します。
- 6 完了
これでID登録が完了です。

出所)GビズID | オンライン申請 (gbiz-id.go.jp) (https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_online.html) (閲覧日:令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDIDプライムの作成について (3/4)

2)書類郵送申請(発行まで1週間程度) ※法人代表者がマイナンバーカードを持っていない場合

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html

お手続きに必要なもの

以下をご用意いただき、お手続き前の事前準備をお願いいたします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、[オンライン申請](#)も可能です。

必要なもの	詳細について (お手続き前にご準備いただきたいこと)
印鑑証明書 印鑑登録証明書	 <p>審査において印鑑（登録）証明書と登録印の押印を照合しますので、印鑑（登録）証明書をご用意いただく必要がございます。</p> <p>事業区分によりご用意いただく書類が異なりますので、必要な書類をご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人の方：「印鑑証明書」・ 個人事業主の方：「印鑑登録証明書」
登録印	 <p>印鑑（登録）証明書の登録印が必要となります。</p>
申請用端末 (パソコン等)	 <p>書類郵送申請を行う端末となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ GビズIDプライムアカウント用メールアドレス <p>メールアドレスをご用意ください。</p>
スマートフォン	 <ul style="list-style-type: none">・ SMSが受信できる電話番号 <p>認証コードを使用した本人確認に使用しますので、ご用意下さい。</p>

出所)GビズID | 書類郵送申請 (gbiz-id.go.jp) (https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html) (閲覧日:令和6年10月1日)
※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDプライムの作成について (4/4)

2)書類郵送申請(発行まで1週間程度) ※法人代表者がマイナンバーカードを持っていない場合 (続き)

お手続きの流れ

申請書の作成と郵送を行い、1週間程度でID登録が完了します。

1

本サイトでGビズIDプライム申請書を作成する

メールアドレスや基本情報などを入力します。

2

申請書を印刷し・押印する

申請書をダウンロードし、プリンターで印刷します。
申請書に登録印を押印します。

3

申請書と印鑑（登録）証明書を郵送する

申請書と印鑑（登録）証明書を合わせてGビズID運用センターへ郵送します。 ([送付先はこちら](#))

※印鑑（登録）証明書の有効期限は発行から3か月です。

運用センター側で審査を行い、承認します。

※不備がない場合で1週間程度が目安となります。

① 書類審査に関する注意点

以下のような状況が確認できた場合には不備となり返送させていただきます。

- ・ 印鑑（登録証明書）または申請書が同封されていない
- ・ 印鑑（登録証明書）と申請書が原本でない
- ・ 申請書と印鑑証明書（登録証明書）の印鑑が異なる、申請書に印鑑が押印されていない

4

1週間程度で審査完了メール受け取り・GビズIDのパスワード設定

審査完了メールを確認し、SMSでの本人確認を行います。

最後にGビズIDアカウントのパスワードを設定します。

5

完了

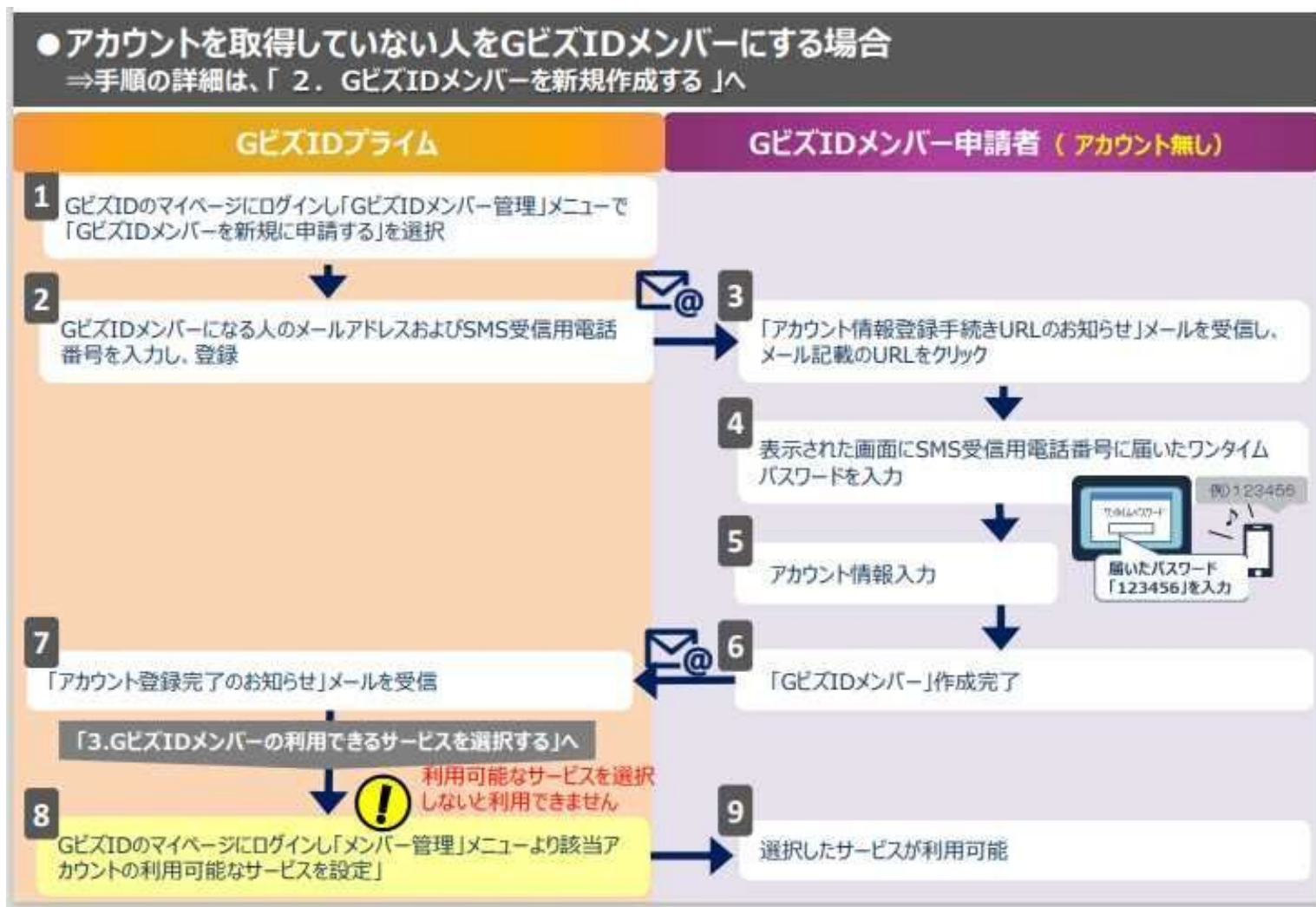
これでID登録が完了です。

出所)GビズID | 書類郵送申請 (gbiz-id.go.jp) (https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html) (閲覧日:令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDメンバーの作成について (1/4)

GビズIDメンバーのアカウントは、GビズIDプライム(組織代表者のアカウント)が作成します。(書類審査は不要です。)



出所)GビズID | ご利用ガイド (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html> (閲覧日: 令和6年10月1日)

QuickManual_Member.pdf (gbiz-id.go.jp) https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf (閲覧日: 令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDメンバーの作成について (2/4)

GビズIDメンバーの新規作成の詳細手順は、「GビズID クイックマニュアルGビズIDメンバー編 ver3 2024年8月」 https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf の「2. GビズIDメンバーを新規作成する 書類審査:不要」の1から10を実施してください。

2. GビズIDメンバーを新規作成する 書類審査:不要

GビズIDプライムがGビズIDメンバーのアカウントを作成する手順です。
GビズIDメンバーを作成する前に、GビズIDプライムを作成する必要があります。
この作業は、GビズIDプライムとGビズIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

1 【事前に】

GビズIDメンバーの作成は**GビズIDメンバー用のスマートフォンもしくは携帯電話が必要です。**
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。

GビズIDメンバーの作成方法は2種類あり、本手順はBの手順です。

```
graph LR; A[Gbiz ID エントリー] --> B[Gbiz ID メンバー]; C[アカウント無] --> B;
```

A 既に存在するアカウントをGビズIDメンバーにする。
B 新規作成。(本手順)

2 GビズIDプライムの操作

①GビズIDのTOPページの「ログイン」ボタンを押す
<https://gbiz-id.go.jp>

9 GビズIDメンバーの操作

①入力情報を確認します。
②規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。
③「OK」ボタンを押下すると、登録が完了し、登録完了のメールがGビズIDプライムのアカウント宛に送信されます。

10 GビズIDプライムの操作

件名：【GビズID】アカウント登録完了のお知らせ

①登録完了のメールがGビズIDプライムに届き、手続きは完了となります。

GビズIDメンバーの作成について (3/4)

「2. GビズIDメンバーを新規作成する 書類審査:不要」を実施後に、「3. GビズIDメンバーの利用できるサービスを選択する」の1から6を実施してください。


なお、GビズIDメンバーの利用できるサービスは「介護サービス情報公表システム__介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を選択してください。2024年12月26日(木)以降に選択可能です。

3. GビズIDメンバーの利用できるサービスを選択する

作成したGビズIDメンバーの利用できるサービスを選択します。
すべてGビズIDプライムの操作となります。

GビズIDプライムの操作

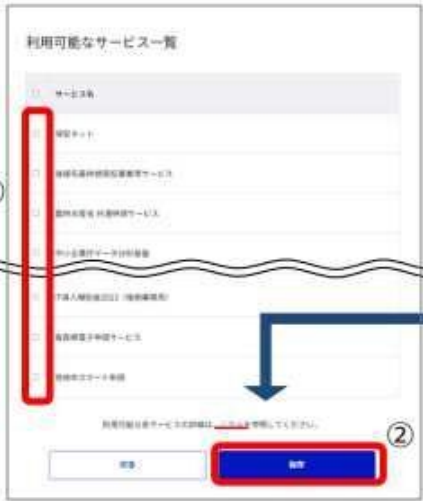
1



①GビズIDのTOPページ
<https://gbiz-id.go.jp/>
の「ログイン」ボタンを押下します。

2

6



①GビズIDメンバーの利用できるサービスを選択します。
※GビズIDメンバーの利用が許可されていないサービスは、選択しても利用できません。
②「保存」を押下すると手続きは完了となります。

各サービスの詳細は、画面下の[こちら](#)をクリックして確認できます。

出所)GビズID | ご利用ガイド (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html> (閲覧日:令和6年10月1日)

QuickManual_Member.pdf (gbiz-id.go.jp) https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf (閲覧日:令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDメンバーの作成について (4/4)

「3. GビズIDメンバーの利用できるサービスを選択する」を実施後に、「4. GビズIDメンバーのログイン方法」の「●GビズIDマイページにログインする」の1から「● 行政システムにログインする」の3-A又は3-Bまでを実施して、作業は完了です。

4. GビズIDメンバーのログイン方法

GビズIDのマイページ、行政システムへのGビズIDメンバーのログイン方法です。
GビズIDメンバーは、ID/パスワードに加え、スマートフォンもしくは携帯電話を使った2要素認証を行います。

●GビズIDマイページにログインする

1



①

①GビズIDのTOPページ
<https://gbiz-id.go.jp>
の「ログイン」ボタンを押下します。

2



①「アカウントID」を
②「パスワード」を入
③「ログイン」ボタン

3-A

アプリ認証の場合

※詳細は「GビズIDアプリご利用マニュアル」をご参照ください。

- ①GビズIDアプリを起動します。
 - ②認証します。
- 認証が成功すると、行政システムにログインすることができます。

① スマートフォンアプリ認証待ち/Waiting for app authentication

スマートフォンアプリは認証待ち中です。
スマートフォンに接続可能な環境には、このままGビズIDアプリを起動してください。



※初回ログイン時は「【GビズID】未登録端末からのアクセスのお知らせ」のメールが届きます。

3-B

ワンタイムパスワード認証の場合

- ①登録したSMS受信用電話番号にワンタイムパスワードが送付されます。
- ②届いたワンタイムパスワードを入力します。
- ③「OK」ボタンを押下します。

① <SMS例>
ワンタイム
パスワード
123456



認証が成功すると、行政システムにログインすることができます。



※初回ログイン時は「【GビズID】未登録端末からのアクセスのお知らせ」のメールが届きます。

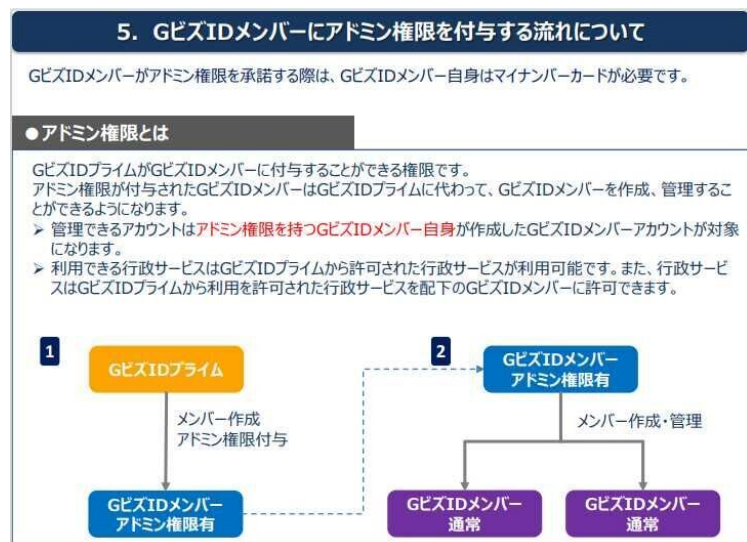
出所)GビズID | ご利用ガイド (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html> (閲覧日: 令和6年10月1日)

QuickManual_Member.pdf (gbiz-id.go.jp) https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf (閲覧日: 令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

(参考)GビズIDメンバーへのアドミン権限の付与について

- GビズIDプライムがGビズIDメンバーにアドミン権限を付与することができます。
- アドミン権限が付与されたGビズIDメンバーはGビズIDプライムに代わって、GビズIDメンバーを作成、管理できるようになります。
- GビズIDメンバーがアドミン権限を承諾する際は、GビズIDメンバー自身はマイナンバーカードが必要です。
- GビズIDメンバーの新規作成の詳細手順は、「GビズID クイックマニュアル GビズIDメンバー編 ver3 2024年8月」 <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual Member.pdf>の「5. GビズIDメンバーにアドミン権限を付与する流れについて」を参照し、「6. GビズIDメンバーにアドミン権限を付与する」の1から16を実施してください。



6. GビズIDメンバーにアドミン権限を付与する

作成したGビズIDメンバーにアドミン権限を付与します。付与申請はGビズIDプライム、付与承諾はGビズIDメンバーの操作になります。

1 GビズIDのTOPページ <https://gbiz-id.go.jp/>の「ログイン」ボタンを押下します。

2 ログイン/Login

15 再度パソコンの画面で操作をしてください

16 GビズIDメンバーアドミン権限申請完了

①上記メッセージが表示されればアドミン権限付与が完了します。
②再度ログイン後、アドミン権限が付与されたGビズIDメンバーとしてご利用できます。

①以下情報がGビズIDに登録した内容と、マイナンバーカードから取得した情報と一致しているか確認します。
➢ 生年月日
②一致していることが確認後、「次へ」を押下します。

本項の作業は以上となります。
スマートフォンアプリの2要素認証設定が完了していない方は「GビズIDアプリ利用マニュアル」をご参照の上、必ず設定を行ってください。

出所)GビズID | ご利用ガイド (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html> (閲覧日:令和6年10月1日)
QuickManual_Member.pdf (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual Member.pdf> (閲覧日:令和6年10月1日)
※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

GビズIDに関連するよくある質問

- ・GビズIDに関する対応や操作方法は、以下のGビズIDのよくある質問等をご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

GビズID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

ログイン

ホーム > よくある質問

よくある質問

お問合せの多い内容

Q 「GビズIDプライム登録申請書」を印刷した後、記載内容が間違っていたことに気づきました。修正したいのですが、どうしたらいいですか？ +

Q 個人事業主の場合、「所在地」欄には事務所住所を入力していいですか。 +

Q GビズIDのパスワードが分からない・ロックがかかってしまった。どうすればいいですか？ +

Q GビズIDアプリをインストールしたスマートフォンを機種変更したい/すでに機種変更しました。どうすればいいですか？ +

～ ～ ～ 以下省略 ～

出所)GビズID | よくある質問 (gbiz-id.go.jp) <https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html> (閲覧日:令和6年10月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

